

議案第十七号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和三十四年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「もの」の下に「（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者のある者を除く。）」を加える。

第十一条第一項中「結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十四条第一項（同法第六十七条）を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）第三十七条の二第一項（同法第六十四条第一項）」に改める。

第十三条の三第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第十四条の四第一項第一号中「百分の百八十二」を「百分の百二十四」に改め、同項第二号中「三万三千三百円」を「三万五千百円」に改める。

第十五条の四第一項第一号中「百分の三十六」を「百分の二十」に改める。

第十五条の五中「八万円」を「九万円」に改める。

第十八条の二中「八万円」を「九万円」に改め、同条第一号イ中「一万九千九百八十円」を「二万千六十円」に改め、同条第二号イ中「一万三千三百二十円」を「一万四千四十円」に改める。

附則第六項中「附則第三十四条第一項」を「附則第三十四条第四項」に改める。

附則第七項中「附則第三十五条第一項」を「附則第三十五条第五項」に、「附則第三十四条第一項」を「附則第三十四条第四項」に改める。

附則第八項中「附則第三十五条の二第一項」を「附則第三十五条の二第六項」に、「附則第三十五条の三第十一項において準用する同条第三項」を「附則第三十五条の三第十三項」に改める。

附則第九項中「において準用する同条第一項」を削る。

附則第十項中「附則第三十三条の三第一項」を「附則第三十三条の三第五項」に改める。

附則第十一項中「附則第三十五条の四第一項」を「附則第三十五条の四第四項」に改める。

附則第十二項中「において準用する同条第一項」を削る。

附則第二十一項を附則第二十四項とし、附則第二十項を附則第二十三項とする。

附則第十九項中「附則第二十一項」を「附則第二十四項」に改め、同項を附則第二十二項とする。

附則中第十八項を第二十一項とし、第十七項を第二十項とし、第十六項を第十九項とす

る。

附則第十五項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、「同条第一号中」の下に「、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十一条の規定による改正前の法（以下「平成十八年改正前国保法」という。）第五十二条の規定による入院時食事療養費、平成十八年改正前国保法第五十三条の規定による特定療養費」と、「を加え、「法附則第十六項」を「平成十八年改正前国保法附則第十七項」に改め、「相当する額」と「の下に「、」に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「に係る平成十八年改正前国保法第五十二条の規定による入院時食事療養費、平成十八年改正前国保法第五十三条の規定による特定療養費」と「を加え、「法附則第十五項」を「平成十八年改正前国保法附則第十六項」に改め、同項を附則第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における第十三条の三の規定の適用については、同条第一号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第十六項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第十七項の規定による拠出金に相当する額及び法附則第十六項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第十七項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同条第二号中「その他」とあるのは「、法附則第十六項の規定による交付金その他」とする。

附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十三項を附則第十五項とし、同項の前に次の

二項を加える。

13 世帯主又はその世帯に属する被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第一号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

14 世帯主又はその世帯に属する被保険者が租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第一号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

附則に次の一項を加える。

25 平成十九年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が当該年度分の特別区民税に係る地方税法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額が七百万円以下である者である場合における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から五百万円（地方税法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額が二百万円に満たない場合には、当該課税総所得金額の百分

の二・五に相当する額）を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

#### 附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条及び第十三条の三並びに附則第十五項の改正規定（同項を附則第十七項とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第十一条の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。

3 新条例第十三条の三、第十四条の四第一項、第十五条の四第一項、第十五条の五及び第十八条の二の規定は、平成十九年度分の保険料から適用し、平成十八年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

保険料率を改定する等の必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>(被保険者とし<del>ない</del>者)</p> <p>第三条 次<del>に</del> 掲げる者は、被保険者とし<del>ない</del>。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定により児童福祉施設に入所している児童及び里親に委託されている児童のうち民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による扶養義務者のないもの(児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者のある者を除く。)</p> <p>二 略</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第十一条 結核医療給付金は、被保険者(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の</p>	<p>(被保険者とし<del>ない</del>者)</p> <p>第三条 次<del>の各号に</del>掲げる者は、被保険者とし<del>ない</del>。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定により児童福祉施設に入所している児童及び里親に委託されている児童のうち民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による扶養義務者のないもの</p> <p>二 略</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第十一条 結核医療給付金は、被保険者(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の</p>

規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条の二第一項（同法第六十四条第一項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第三項に定める申請のあつた月の属する年度（結核医療給付金の申請のあつた月が四月又は五月のときは、前年度）分の特別区民税（市町村民税を含むものとし、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。）であるときに支給する。

規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）が結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十四条第一項（同法第六十七条）の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第三項に定める申請のあつた月の属する年度（結核医療給付金の申請のあつた月が四月又は五月のときは、前年度）分の特別区民税（市町村民税を含むものとし、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。）であるときに支給する。

一及び二 略

2) 6 略

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第十三条の三 保険料の賦課額のうち一般被保険者(退職被保険者等(法第八条の二に規定する退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者をいう。以下同じ。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第十八条の二の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食

一及び二 略

2) 6 略

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第十三条の三 保険料の賦課額のうち一般被保険者(退職被保険者等(法第八条の二に規定する退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者をいう。以下同じ。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第十八条の二の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食



事療養費、入院時生活療養費、保険外併  
用療養費、療養費、訪問看護療養費、特  
別療養費、移送費及び高額療養費の支給  
に要する費用（一般被保険者に係るもの  
に限る。）の額、老人保健法の規定によ  
る医療費拠出金の納付に要する費用の額  
から、法第七十条第一項第二号に規定す  
る負担調整前老人保健医療費拠出金相当  
額に同号に規定する退職被保険者等加入  
割合を乗じて得た額を控除した額、保健  
事業に要する費用の額並びにその他の国  
民健康保険事業に要する費用（国民健康  
保険の事務（老人保健拠出金及び介護納  
付金（介護保険法（平成九年法律第二百二  
十三号）の規定による納付金をいう。以  
下同じ。）の納付に関する事務を含む。  
次号において同じ。）の執行に要する費  
用を除く。）の額（退職被保険者等に係  
る療養の給付に要する費用の額から当該

事療養費、特定療養費  
、療養費、訪問看護療養費、特  
別療養費、移送費及び高額療養費の支給  
に要する費用（一般被保険者に係るもの  
に限る。）の額、老人保健法の規定によ  
る医療費拠出金の納付に要する費用の額  
から、法第七十条第一項第二号に規定す  
る負担調整前老人保健医療費拠出金相当  
額に同号に規定する退職被保険者等加入  
割合を乗じて得た額を控除した額、保健  
事業に要する費用の額並びにその他の国  
民健康保険事業に要する費用（国民健康  
保険の事務（老人保健拠出金及び介護納  
付金（介護保険法（平成九年法律第二百二  
十三号）の規定による納付金をいう。以  
下同じ。）の納付に関する事務を含む。  
次号において同じ。）の執行に要する費  
用を除く。）の額（退職被保険者等に係  
る療養の給付に要する費用の額から当該

給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに介護納付金の納付に要する費用の額を除く。)の合算額

二 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の百二十四(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十二に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき

給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに介護納付金の納付に要する費用の額を除く。)の合算額

二 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の百八十二(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十二に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき

三万五千百円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十八に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

2  
略

（介護納付金賦課額の保険料率）

第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二十（介護納付金賦課総額の百分の五十一に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数）

二 略

2  
略

（介護納付金賦課限度額）

第十五条の五 第十五条の二の賦課額は、九万円を超えることができない。

三万三千三百円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十八に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

2  
略

（介護納付金賦課額の保険料率）

第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の三十六（介護納付金賦課総額の百分の五十一に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数）

二 略

2  
略

（介護納付金賦課限度額）

第十五条の五 第十五条の二の賦課額は、八万円を超えることができない。

(保険料の減額)

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が五十三万円を超える場合には、五十三万円)及び第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が九万円を超える場合には、九万円)の合算額とする。

- 一 世帯主及び当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)にはその発生した日とする。
- 現在においてその世帯に属する被保険者につき地方税法第七百三条の五第一項の規定の例により、算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超え

(保険料の減額)

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が五十三万円を超える場合には、五十三万円)及び第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が八万円を超える場合には、八万円)の合算額とする。

- 一 世帯主及び当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)にはその発生した日とする。
- 現在においてその世帯に属する被保険者につき地方税法第七百三条の五第一項の規定の例により、算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超え

ない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

被保険者一人について 二万千六十

円

口 略

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第一項に定める額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合）にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

ない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

被保険者一人について 一万九千九

百八十円

口 略

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第一項に定める額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合）にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

被保険者一人について 一万四千四十円

口略

附則

1 5 略

6 世帯主及びその世帯に属する被保険者が  
地方税法附則第三十四条第四項の譲渡所得  
を有する場合における第十八条の二の規定  
の適用については、この規定中「及び山林  
所得金額」とあるのは「及び山林所得金額  
並びに地方税法附則第三十四条第四項に規  
定する長期譲渡所得の金額」とする。

7 前項の規定は、世帯主及びその世帯に属  
する被保険者が地方税法附則第三十五条第  
五項の譲渡所得を有する場合について準用  
する。この場合において、前項中「地方税  
法附則第三十四条第四項に規定する長期譲  
渡所得の金額」とあるのは「地方税法附則  
第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得

被保険者一人について 一万三千三百二十円

口略

附則

1 5 略

6 世帯主及びその世帯に属する被保険者が  
地方税法附則第三十四条第一項の譲渡所得  
を有する場合における第十八条の二の規定  
の適用については、この規定中「及び山林  
所得金額」とあるのは「及び山林所得金額  
並びに地方税法附則第三十四条第一項に規  
定する長期譲渡所得の金額」とする。

7 前項の規定は、世帯主及びその世帯に属  
する被保険者が地方税法附則第三十五条第  
一項の譲渡所得を有する場合について準用  
する。この場合において、前項中「地方税  
法附則第三十四条第一項に規定する長期譲  
渡所得の金額」とあるのは「地方税法附則  
第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得

の金額」と読み替えるものとする。

8 世帯主又はその世帯に属する被保険者が  
地方税法附則第三十五条の二第六項の株式  
等に係る譲渡所得等を有する場合における  
第十八条の二の規定の適用については、こ  
の規定中「及び山林所得金額」とあるのは  
「及び山林所得金額並びに地方税法附則第  
三十五条の二第六項に規定する株式等に係  
る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条  
の三第十三項  
の規定の適用がある場合には、その適用後  
の金額）」とする。

9 地方税法附則第三十五条の二の六第七項  
の規定の適用  
がある場合における前項の規定の適用につ  
いては、同項中「株式等に係る譲渡所得等  
の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡  
所得等の金額（同法附則第三十五条の二の  
六第七項  
の適

の金額」と読み替えるものとする。

8 世帯主又はその世帯に属する被保険者が  
地方税法附則第三十五条の二第一項の株式  
等に係る譲渡所得等を有する場合における  
第十八条の二の規定の適用については、こ  
の規定中「及び山林所得金額」とあるのは  
「及び山林所得金額並びに地方税法附則第  
三十五条の二第一項に規定する株式等に係  
る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条  
の三第十一項において準用する同条第三項  
の規定の適用がある場合には、その適用後  
の金額）」とする。

9 地方税法附則第三十五条の二の六第七項  
において準用する同条第一項の規定の適用  
がある場合における前項の規定の適用につ  
いては、同項中「株式等に係る譲渡所得等  
の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡  
所得等の金額（同法附則第三十五条の二の  
六第七項において準用する同条第一項の適

用がある場合には、その適用後の金額」とする。

10 世帯主又はその世帯に属する被保険者が  
 地方税法附則第三十三条の三第五項の事業  
 所得又は雑所得を有する場合における第十  
 八条の二の規定の適用については、この規  
 定中「及び山林所得金額」とあるのは「及  
 び山林所得金額並びに地方税法附則第三十  
 三条の三第五項に規定する土地等に係る事  
 業所得等の金額」とする。

11 世帯主又はその世帯に属する被保険者が  
 地方税法附則第三十五条の四第四項の事業  
 所得又は雑所得を有する場合における第十  
 八条の二の規定の適用については、同条中  
 「及び山林所得金額」とあるのは、「及び  
 山林所得金額並びに地方税法附則第三十五  
 条の四第四項に規定する先物取引に係る雑  
 所得等の金額」とする。

12 地方税法附則第三十五条の四の二第七項

用がある場合には、その適用後の金額」とする。

10 世帯主又はその世帯に属する被保険者が  
 地方税法附則第三十三条の三第一項の事業  
 所得又は雑所得を有する場合における第十  
 八条の二の規定の適用については、この規  
 定中「及び山林所得金額」とあるのは「及  
 び山林所得金額並びに地方税法附則第三十  
 三条の三第一項に規定する土地等に係る事  
 業所得等の金額」とする。

11 世帯主又はその世帯に属する被保険者が  
 地方税法附則第三十五条の四第一項の事業  
 所得又は雑所得を有する場合における第十  
 八条の二の規定の適用については、同条中  
 「及び山林所得金額」とあるのは、「及び  
 山林所得金額並びに地方税法附則第三十五  
 条の四第一項に規定する先物取引に係る雑  
 所得等の金額」とする。

12 地方税法附則第三十五条の四の二第七項



の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

13

世帯主又はその世帯に属する被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項

において準用する同条第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項において準用する同条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

に規定する条約適用利子等の額」と、同条第一号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

14| 世帯主又はその世帯に属する被保険者が租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第一号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

15| 略

16| 略

17| 平成十八年度における第十三条の三の規定の適用については、同条第一号中「入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「健康保険法

13| 略

14| 略

15| 平成十七年度における第十三条の三の規定の適用については、同条第一号中

等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十一条の規定による改正前の法（以下「平成十八年改正前国保法」という。）第五十二条の規定による入院時食事療養費、平成十八年改正前国保法第五十三条の規定による特定療養費」と、「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、平成十八年改正前国保法附則第十七項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、「に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「に係る平成十八年改正前国保法第五十二条の規定による入院時食事療養費、平成十八年改正前国保法第五十三条の規定による特定療養費」と、同条第二号中「その他」とあるのは「、平成十八年改正前国保法附則第十六項の規定による交付金その他」とする。

18 平成十九年度から平成二十一年度までの

「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第十六項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と

「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第十六項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と

、

同条第二号中「その他」とあるのは「、法附則第十五項

の規定による交付金その他」とする。

各年度における第十三条の三の規定の適用については、同条第一号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第十六項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第十七項の規定による拠出金に相当する額及び法附則第十六項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第十七項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同条第二号中「その他」とあるのは「法附則第十六項の規定による交付金その他」とする。

19| 略  
 20| 略  
 21| 略  
 22| 平成十八年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十六年十二月三十一日現在において年齢六十五歳以上の者で、同年及び平成十七年

16| 略  
 17| 略  
 18| 略  
 19| 平成十八年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十六年十二月三十一日現在において年齢六十五歳以上の者で、同年及び平成十七年

の各年の地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（附則第二十四項において「合計所得金額」という。）が千万円以下であるものである場合（当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について平成十七年地方税法改正法附則第二条第三項又は第六条第三項の規定の適用がある場合を除く。）における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から一万五千円を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

23| 略

24| 略

25| 平成十九年度分の保険料の賦課に限り、

世帯主又はその世帯に属する被保険者が当該年度分の特別区民税に係る地方税法第三

の各年の地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（附則第二十一項において「合計所得金額」という。）が千万円以下であるものである場合（当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について平成十七年地方税法改正法附則第二条第三項又は第六条第三項の規定の適用がある場合を除く。）における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から一万五千円を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

20| 略

21| 略

百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額が七百万円以下である者である場合における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から五万円（地方税法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額が二百万円に満たない場合には、当該課税総所得金額の百分の二・五に相当する額）を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。